



出作をめぐる差別と争論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-12-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森, 杉夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006446

出作をめぐる差別と争論

一 はしがき

慶長期の和泉における徳川氏の支配は、堺政所と岸和田城主小出氏とを軸として行なわれていた。ただ豊臣氏の老臣小出秀政の存命中は、豊臣氏との深いゆかりを考慮して、徳川氏の支配はかなり慎重であった。ところが慶長九年（一六〇四）三月に秀政が死去すると、これを一つの契機として、徳川氏は和泉への勢力の侵透をはかり、同年八月和泉の村々に検地指出張の提出を命じた。その範囲は、岸和田城の支配下にあった南郡を中心として、泉・大鳥郡におよんでいた。⁽¹⁾

「慶長九年泉州泉郡信太郷かわた村御指出」は、そのうちの一冊で、これによれば後の南王子村は、当時王子村などで五十九石一斗六升余の出作地を保有している。⁽²⁾

その後、南王子村民は次第に出作地を拡大し、近世中期には村高の二倍近くの、幕末期には村高の三倍余りの出作地を周辺村々で保有し、明治初年にいたっている（第1表）。

このうち、王子村での出作高の買請時期を、天明四年（一七八四）三月の「王子村御田地譲り請候地株并代銀帳」で示したのが第2表である。⁽⁴⁾これによれば、出作高の集積は、有毛検見取法・田方木綿勝手作法がその効力を発揮した宝暦期に著しく、安永末年にはほぼ終りをつ

森 杉 夫

第1表 南王子村の出作高の変遷

村名	安永2年 (1773)	天保4年 (1833)	明治5年 (1872)
王子	石 137.4490	石 139.894	石 141.7958
尾井	45.6387	103.143	101.6337
中	7.2632	54.627	36.3702
池上	48.3727	81.878	71.7809
伯太	24.3050	50.879	26.7232
太		14.720	3.0720
富秋		18.461	15.4650
千原			3.2085
綾井			1.5150
合計	263.0286	463.602	401.5643

げたことが分かる。それ以後は尾井以下の近隣村々へ進出している。南王子村は小栗街道沿いの農村部落で、少なくとも文祿の太閤検地によって、高百四十六石二斗八升の村として成立するにいたっている。このころの屋敷地の所在については明らかでないが、一七世紀には王子村の信太明神の除地三反八畝二十八歩を屋敷地としていた。そのため王子村民から「一段別火之村柄」として数々の差別・圧迫をうけ、またしばしば「大切之惣村高を養申惣ノ池」の樋元支配権をおびやか

第2表 王子村での出作高の集積

年 代	筆数 (%)	石 高 (%)
天和(1681~ 83)	1(0.8)	石 1.4000(1.1)
元禄(1688~1703)	1(")	0.7105(0.5)
正徳(1711~ 15)	2(1.5)	0.5818(0.4)
享保(1716~ 35)	11(8.3)	21.8588(16.4)
元文(1736~ 40)	1(0.8)	0.7285(0.5)
寛保(1741~ 43)	4(3.0)	5.7556(4.3)
延享(1744~ 47)	5(3.8)	6.3764(4.8)
寛延(1748~ 50)	1(0.8)	1.6223(1.2)
宝暦(1751~ 63)	61(46.2)	47.1659(35.4)
明和(1764~ 71)	14(10.6)	22.3014(16.7)
安永(1772~ 80)	18(13.6)	12.2397(9.2)
不 明	13(9.8)	12.4784(9.4)
合 計	132(100.0)	133.2193(100.0)

他村および居村の農民からの買請合計である。

されるので「惣ノ池と難替」く、元禄十一年(一六九八)三月、除地の屋敷地を領主小笠原佐渡守に返上し、全村民が旦那寺西教寺とともに、南王子村内の本田畑の一部を屋敷地にして移住・自立したのであった。そしてさきにもみたように、村民は営々として出作地の拡大につとめたのである。

この出作地で王子村から数々の差別・圧迫をうけた。出作地をめぐる問題については、すでに一、二の研究がなされているが、本稿は多少ともこれらに付け加えようとするものである。

註

- (1) 『堺市史 続編』第一卷五二・五二六頁。
 (2) 太閤検地するとき村切りによって出作地となったのか、のちに出作地を保有するようになったのか、この間の事情は明らかでないが、慶長九年には王子村などで五十九石余を保有している。

小 字 名	周辺農村の同小字地面積					
	南王子村	王子村	尾井村	富秋村	太 村	中 村
雨 ふ り	町反畝 歩 2.5.8.01	反畝 歩 1.7.8.15	反畝 歩 7.0.07	町反畝 歩 1.4.10	町反畝 歩	反畝 歩
や し き	1.06		9.18			
あ ま く す	5.20	4.3.11	5.9.19	4.1.0.03		1.3.20
山 は ら	6.29	1.4.6.07			1.9.2.21	
川 ノ 上	5.2.24	6.00		2.13		
一 の つ ほ	2.0.00	1.3.10				
川 の は た	4.27	1.00				
い け の は た	5.00	1.14				
山 谷	2.8.09	2.1.9.18	5.1.19		2.5.06	
五 反 田	1.6.20	1.0.10	2.0.00			
六 反 田	1.6.20	2.9.03	1.2.00			
た め 田	1.1.25		3.0.02			
尾 さ き	2.2.11	9.6.29				
合 計	4.5.0.12	7.4.5.27	2.5.3.05	4.2.6.26	2.1.7.26	1.3.20

慶長9年「泉州泉郡信太郷かわた村御指出」・「泉州泉郡信太郷わうし村御指出之事」・「泉州泉郡信太郷尾井村御指出之事」・「泉州泉郡信太郷富秋村御指出事」・「泉州泉郡信太郷太村御指出之事」・「泉州泉郡信太郷中村御指出之事」による。以下、慶長9年の指出はすべて東京大学史料編纂所蔵である。

南王子村の小字名は四ノ坪・五ノ坪・六ノ坪・七ノ坪・八ノ坪・九ノ坪・十ノ坪・十五ノ坪・十六ノ坪・十七ノ坪・十八ノ坪・道ノはた・はかた北口・はなむらで、慶長9年の指出帳の保有地は、次表にみるように、王子村など他村の小字のものであり、出作地である。

この指出は文禄の大閤検地帳によって、慶長九年当時の村方の耕

出作をめぐる差別と争論

天明四年(一七八四)・天保十四年(一八四三)・安政六年(一八五九)における、居村での所持高と王子村での出作高との関係を示したのが、第3・4・5表であり、これをまとめたものが第6表である。

二 所持高と出作高との関係の変遷

- (3) 『奥田家文書』三九二・八・一〇六一・一〇〇五号。
- (4) 『奥田家文書』九〇七号。
- (5) 拙稿「近世未解放村落の貢租」(『日本歴史』一五九号)・「明治初期の村格一件」(『部落問題論集』第2号)。
- (6) 小野田栄子「幕藩制解体期における賤民身分をめぐる諸動向」(『日本史研究』一八一号)など。

地保有や出作地の現況を報告したもので、必ずしも一村単位の検地指出帳ではない。文禄の検地帳によったことは、例えば「慶長九年泉州南郡八木郷中屋村御検地帳」の末尾に「文禄三年八月吉日」の文言があり、本文中に「下 武畝 武斗六升 五郎小右衛門入」と耕地移動の記事があり、下池田村から提出した分の表紙には「八月吉日八木郷下池田村御検地帳」とあり、さらに「慶長九年泉州南郡信太郷わうし村御指出之事」によれば、「六畝 八斗一升 彦左衛門入」などと注記していることよって明らかである。

また、一村単位の検地指出帳でないことは、高石村から中村への出作高、森村・助松村から富秋村への出作高などが、それぞれの出作先の村方から別帳で報告されていることから分かる(『慶長九年泉州南郡信太郷出作高石村御指出之事』・「慶長九年泉州南郡信太郷出作高石村御指出之事」・「八月吉日泉州南郡信太郷出作高石村御指出之事」)。

「慶長九年泉州南郡信太郷かわた村御指出」は「出作」の二字を書落したものと考えられる。すでに古検村高は百四十六石二斗八升であり、指出の小字名はさきよみたように王子村などのそれであるからである。このようにまとめて報告した例としては、「慶長九年泉州南郡出作舞村御指出」・「慶長九年泉州南郡信太郷無地之帳事」などがあり、後者は尾井・太両村の無地をまとめて報告している。

第3表 天明4年の居村所持高と出作高との関係

出作高 居村所持高	1石未満	1石～3石	3石～5石	5石～7石	7石～10石	計
10石～15石				人 1 (2.0) 石 5.0610(3.8)		人 1 (2.0) 石 5.0610(3.8)
7～10					人 1 (2.0) 石 9.1900(6.9)	1 (2.0) 9.1900(6.9)
5～7				1 (2.0) 5.9459(4.5)		1 (2.0) 5.9459(4.5)
3～5	人 1 (2.0) 石 0.2860(0.2)	人 3 (5.9) 石 6.6317(5.0)		2 (3.9) 12.3406(9.3)		6 (11.8) 19.2583(14.4)
1～3	2 (3.9) 1.0680(0.8)	7 (13.7) 12.3415(9.3)	人 6 (11.8)	2 (3.9) 10.3130(7.7)		17 (33.3) 46.3802(34.8)
1石未満	2 (3.9) 1.0598(0.8)	6 (11.8) 11.3294(8.5)	2 (3.9) 7.8694(5.9)			10 (19.0) 20.2586(15.2)
無高	3 (5.9) 1.7644(1.3)	11 (21.6) 22.3753(16.8)	1 (2.0) 3.0970(2.3)			15 (29.4) 27.2367(20.4)
合計	8 (15.7) 4.1782(3.1)	27 (52.9) 52.6779(39.5)	9 (17.6) 33.6241(25.2)	6 (11.8) 33.6605(25.2)	1 (2.0) 9.1900(6.9)	51 (100.0) 133.3307(100.0)

第4表 天保14年の居村所持高と出作高との関係

出作高 居村持高	1石未満	1石～3石	3石～5石	5石～7石	7石～10石	10石～15石	15石～20石	計
10石～15石				人 (%) ②石 (4.3) 11.6737(8.4)		人 (%) ①石 (2.2) 10.6889(7.7)		人 (%) 3石 (6.5) 22.3626(16.1)
7～10								
5～7		人 (%) ①石 (2.2) 2.9861(2.1)						1 (2.2) 2.9861(2.1)
3～5			人 (%) ①石 (2.2) 3.3903(2.4)	① (2.2) 6.4083(4.6)		① (2.2) 11.3091(8.1)	人 (%) ①石 (2.2) 16.9550(12.2)	4 (8.7) 38.0627(27.3)
1～3		4 (10.9) ① 7.4292(5.3)	.3 (6.5) 10.8000(7.8)	1 (2.2) 5.9046(4.2)				9 (19.6) 24.1338(17.3)
1石未満	人 (%) 5石 (10.9) 2.5629(1.8)	8 (17.4) 17.5070(12.6)	3 (6.5) 11.8074(8.5)	1 (2.2) 5.4012(3.9)				17 (37.0) 37.2785(26.8)
無高	4 (8.7) 1.5369(1.1)	8 (17.4) 12.8102(9.2)						12 (26.1) 14.3471(10.3)
合計	9 (19.6) 4.0998(2.9)	22 (47.8) 40.7325(29.3)	7 (15.2) 25.9977(18.7)	5 (10.9) 29.3878(21.1)		2 (4.3) 21.9980(15.8)	1 (2.2) 16.9550(12.2)	46 (100.0) 139.1708(100.0)

○内の数字は、牛所持の人数を示す。

第5表 安政6年の居村所持高と出作高との関係

出作高 居村持高	1石未満	1石～3石	3石～5石	5石～7石	7石～10石	10石～15石	15石～20石	計
15石～20石					人 (%) ①石 (2.4) 9.8268(7.2)			人 (%) 1石 (2.4) 9.8268(7.2)
10～15					① (2.4) 7.0815(5.2)			1 (2.4) 7.0815(5.2)
7～10		人 (%) ①石 (2.4) 1.5603(1.1)						1 (2.4) 1.5603(1.1)
5～7	人 (%) ①石 (2.4) 0.5766(0.4)		人 (%) ①石 (2.4) 4.4494(3.3)	人 (%) ①石 (2.4) 5.1511(3.8)	① (2.4) 9.5833(7.0)	人 (%) ①石 (2.4) 10.5876(7.7)	人 (%) ①石 (2.4) 18.1125(13.2)	6 (14.3) 48.4905(35.5)
3～5		② (4.8) 4.2853(3.1)						2 (4.8) 4.2853(3.1)
1～3		① 6 (16.7) 12.9468(9.5)	① 3 (9.5) 15.0797(11.0)	1 (2.4) 6.4539(4.7)				12 (28.6) 34.4804(25.2)
1石未満	4 (9.5) 1.5889(1.2)	7 (16.7) 13.8504(10.1)	1 (2.4) 3.4584(2.5)	1 (2.4) 5.4015(3.9)				13 (31.0) 24.2992(17.8)
無高	3 (7.1) 1.9856(1.5)	3 (7.1) 4.7757(3.5)						6 (14.3) 6.7613(4.9)
合計	8 (19.0) 4.1511(3.0)	20 (47.6) 37.4185(27.4)	6 (14.3) 23.0175(16.8)	3 (7.1) 17.0065(12.4)	3 (7.1) 26.4916(19.4)	1 (2.4) 10.5876(7.7)	1 (2.4) 18.1125(13.2)	42 (100.0) 136.7853(100.0)

1 西教寺(6石324)の出作高1石8988、寺出作高4石2833は除いてある。

2 ○内の数字は牛所持の人数を示す。

第6表 居村所持高と出作高との関係の変遷

年次 居村持高	天明4年	天保14年	安政6年
15石~20石			人 ①石 (2.4) 9,8268(7.2)
10~15	人 1石 (2.0) 5,0610(3.8)	人 ③石 (6.5) 22,3626(16.1)	① (2.4) 7,0815(5.2)
7~10	1 (2.0) 9,1900(6.9)		① (2.4) 1,5603(1.1)
5~7	1 (2.0) 5,9459(4.5)	① (2.2) 2,9861(2.1)	⑥ (14.3) 48,4905(35.5)
3~5	6 (11.8) 19,2583(14.4)	④ (8.7) 38,0627(27.3)	② (4.8) 4,2853(3.1)
1~3	17 (33.3) 46,3802(34.8)	① 8 (19.6) 24,1338(17.3)	② (28.6) 10 34,4804(25.2)
1石未満	10 (19.6) 20,2586(15.2)	17 (37.0) 37,2785(26.8)	13 (31.0) 24,2992(17.8)
無高	15 (29.4) 27,2367(20.4)	12 (26.1) 14,3471(10.3)	6 (14.3) 6,7613(4.9)
合計	51 (100.0) 133,3307(100.0)	46 (100.0) 139,1708(100.0)	42 (100.0) 136,7853(100.0)

これによれば、天明期の出作の中心は一―三石層で、人数において三三・三％、出作高において三四・八％をしめている。これにつぐのが無高層で、人数で二九・四％、出作高で二〇・四％である。またその経営は三石未満層による一―三石という零細な規模が中心で、その半ばは無高層がしめている。すなわち二四人のうち無高層が一人人で四五・八％、高四六石四升六合二勺のうち無高層が二二三斗七升五合三勺で四八・六％である。

天保後期以降、出作地は牛を所持する三石以上層(他村でも、出作地を保有していると思われる)に集積される。その中心は三一五石層で、出作高の二七・三％をしめ、

その半ばは一〇石以上の経営規模をもつにいたっている。一方、無高層は天明期の一五人(二九・四％)から二人(二六・一％)に減じ、その出作高も天明期の二〇・四％から一〇・三％に半減している。

こうした傾向は、このちますます顕著になる。安政期には牛所持の五―七石層が出作高の三五・五％を、また牛所持の五石以上層が出作高の半ばをしめるにいたっている。一方、無高層はますます減じ、人数においても出作高においても、天保後期にくらべて半減している。ただし、出作経営規模の中心は、天明期から安政期にかけて、依然として零細な一―三石であるということには変りはないが、人数においても、出作高においても、天明期の二七人(五二・九％)・五二石六斗七升七合九勺(三九・五％)から、天保期の二二人(四七・八％)・四〇石七斗三升二合五勺(二九・三％)、さらに安政期の二〇人(四七・六％)・三七石四斗一升八合五勺(二七・四％)と、減少傾向にあることは明らかである。こうした高持層による出作地経営の増加は、出作地における対等性の要求を次第に高めていったのである。

註

(1) 『奥田家文書』二二・九四五・五四・九六一・六一・九八五号。

三 王子村との出作をめぐる争論

王子村への出作高がほぼ固定した一八世紀後半以降、安永期・天明期・天保期・明治初期に南王子村と王子村との間で、出作をめぐる争論が展開された。それは、南王子村の出作人が「私共身分斗之儀者如何様と踏下と被申候而も、生得悪敷者共之儀と候得者、一言之申開無之候得共、御年貢筋并御高掛り之儀と付、賤敷者之所持仕候迎、無勘定と而理悲(悲)之無差別銀子取立被申、刺印形之儀者何と押候哉、無鉢之押取被致候段、賤敷者共と而御座候得者、非儀・非道之取斗欺(欺)と欺

ケ數奉存候⁽¹⁾と一橋代官所へ訴えているように、百姓対「穢多」という身分関係は認めても、それを年貢関係にまで貫徹させている王子村の不法を打破し、その面での対等性を要求するものであった。

安永期の争い 安永八年(一七七九)五月、同七年の出作高掛り諸入用銀を南王子村の出作人が納入しないということで、武兵衛^(厩村所持高一石)・甚助^(同上)・勘右衛門^(同上)・次郎兵衛^(同上)・利兵衛^(同上)・太郎兵衛^(同上)・角右衛門^(同上)の七名が、王子村から一橋の府中代官所に訴えられた。

これに対して太郎兵衛らは、村役人に奥書・印形してもらって、つぎのように府中代官所へ王子村の取扱いに不法があると訴えた。①出作高掛り入用勘定が不分明で得心できないので、帳面を見せてくれと頼んだが、昔から帳面を見せた例がないと拒絶された。それなれば入用の訳を説聞かせてほしいと再三要求したが説聞せてもくれない。②ただ入用は惣の池の池守賃・水入給・杭木・土俵・溝ざらいなどの費用を役高三百二十石余に割賦するというだけである。③惣の池には南北二筋の溝があり、王子村支配の北溝筋は王子村の田地掛り、南王子村支配の南溝筋は南王子・王子・尾井三カ村の田地掛りである。南溝筋掛りのうち四町九反二畝二十二歩は王子村領で、そのうち四町五反歩余は南王子村出作人の保有するところである。南溝筋の入用は反別割りで南王子村に納めている。しかるに王子村の庄屋・年寄のいうように、水掛り入用を王子村役高三百二十石余で割賦されては、水掛り入用は二重に掛けられていることになる。④明和八年(一七七二)までは先入用打・夜番賃・歩行給という名目はなかったが、翌安永元年から上記の新名目の徴収が行われるようになり、入用が増してきた。⑤入用方につき「庄屋方江参り候得者、年寄方へ振向、年寄方江参り候得者、庄屋方江等振向、得等相べり候対談⁽²⁾」をしてくれない。⑥「相分り筋立候入用」なれば、「何程難渋迫り候迎、不納仕候儀毛頭無御

座候得共」、何分勘定が不分明なので納入を延引しているのである。入用が二重にならないよう、得心をさせて差配銀を徴収するように、王子村の庄屋・年寄に命じていただきたい。

府中代官所はこの出作人の訴願を取上げず、郷宿兩人に渡して内済させるように命じた。そして兩人の取贖いで、小入用について南王子村の出作人に委細説聞かせがなされ、納得のうえ捺印されて、出入の落着をみた。⁽²⁾

天明期の争論 しかしその後には前々のように説聞かされず、石懸銀が無勘定で徴収されるので、出作人らは納得の上で出銀したいと申出たところ、来年は立会いのうえ説聞かせるから、本年は異儀なく出銀せよといわれて出銀するということがくりかえされるといありさまであった。

天明三年(一七八三)十二月末、出作人一同は、かれらに対する王子村の石懸銀が、例年どおり無勘定で、しかも他村より格別多く徴されるので、どういうわけで多く掛けられるのか、入用方について説聞かせてほしいと尋ねたところ、其方どもに申聞かす例はないと拒絶された。そこで出作人一同は出銀を延引したところ、王子村から府中代官所へ出訴された。

府中代官所は府中村の郷宿兩人に南王子村出作人と王子村との出入りの取贖いを命じた。郷宿の兩人は、出作人らに「石懸銀三匁二分八厘のうち二匁五分をとりあえず出銀し、残りの七分八厘は来春早々われわれが入用帳を取調べた上で、出銀ということにしたい」という調停案を提示した。出作人らは納得して二匁五分を出銀した。翌四年正月、この調停案を兩人は王子村へ伝えた。そのさい王子村が出作人四人のうち三、四人に入用帳を説聞かせて、残銀の決済をするようにしたいといったところ、王子村は何分帳面を出作人に説聞かすことはできないといった。そこで兩人は王子村の意向を出作人に伝える

とともに、取贖いを辞退した。

これでは困るので、府中代官所では、さらにさきの郷宿兩人に対して、今一応調停の勞をとるように命じた。出作人一同は「何分ン帳面読聞不申、無勘定ニ而出銀仕候御儀、何共歎ケ敷奉存候、私共村方之儀へ、平人引下り候者共義、無勘定ニ而權威を以非道成致方仕候事、愚昧之百姓共達而相歎キ、王子村諸事取斗方并諸入用方無勘定ニ取立候義共」について、府中代官所に吟味していただき、今後は勘定方について納得したうえで出銀したいと、強く主張した。しかし、村役人は府中代官所が郷宿兩人に出入りの取贖い・内済を命ぜられたことだからと出作人をなだめ押え、石懸銀の残銀を納入させ、出入りは一応落着をみたのであった。⁽³⁾

しかし、その後も出作人に対する王子村の取扱いは改まらないので、同年二月、出作人四八人は村役人を通して、次のように府中代官所へ訴願した。①年貢割賦銀・諸入用が無勘定で徴収され納得できない。以後は読聞かせてくれるように命じていただきたい。②一反に米一升の歩行給、高一石に米一升の夜番賃が、安永元年（一七七二）から新規に、しかも無勘定で徴収されるようになった。これを吟味していただきたい。そして納得の上、出銀したい。③水掛りは元来反別掛りであるのに、王子村に限り村法と称して、池普請・水入役など、すべて水掛り入用を高掛りで徴収しているが、これでは王子村へ余分に出銀することになるので、今後は水掛り入用は反別掛りに改めるよう、王子村に命じてほしい。④小入用帳に捺印のときも、例年一切読聞かされず、判は庄屋宅で障子越しにとられる。「当年之処も読聞不申候ハム、印形仕候儀、私共式之者と候得共、右躰之非道成村方取斗ニ御座候故、何ニ印形被取候事も難斗」い。今後は読聞かせ、納得の上、捺印するように取計っていただきたい。⑤王子村の庄屋・年寄の支配をうけては、年貢筋そのほか諸入用方について「相尋度事共難相成」いので、

王子村庄屋による出作地支配をやめ、府中組の庄屋に預け支配させてほしい。⑥預け支配が王子村の差支えになるといのであれば、譲受けた時の代銀三十七貫三百目余で買取ってもらってもよい。⑦出作高辻と天明三年の年貢高辻との間に二斗四升余の違いがあり、これだけ余分に王子村に徴収されている。吟味のうえ高畝歩違いがあれば改めたい。⁽⁴⁾

また、六月には前々からの要求である水掛り入用の二重徴収になっているのを改めてもらいたいと願い出た。すなわち、惣ノ池水掛り反別二十三町五畝歩のうち、南王子村支配の南溝筋掛りは十四町三反歩で、このうち四町四反八畝十六歩は王子村領で当時南王子村出作人の所持するところである。その水入給米・池守給米そのほか水掛り入用は反別割りで、南王子村に納めている。王子村支配の北溝筋掛り八町七反五畝歩の水掛り入用は、王子村惣高三百二十石余で高割りで徴収されている。これでは四町四反八畝十六歩分については、水掛り入用は二重に徴収されていることになる。この点を吟味の上、やめさせていただきたい、というのである。⁽⁵⁾

争論は取贖人が入って、調停案を提示しても、なかなか落着にいたらなかったが、天明七年十一月にいたり、ようやく一部に裁定が下った。すなわち、夜番賃・歩行給は新規の取立てではなく、明和八年（一七七二）までは代銀徴収であったことが、吟味の上、明らかになったというので、出作人は心得違いの申立をしたという口書をとられた。また、池入用の高掛り徴収は領知以来のことであり、他村の出作人はこれに依じているから、これについては請印形をするように命ぜられた。⁽⁷⁾

その他については、なお解決にいたらなかったが、寛政元年（一七八九）三月にいたってようやく次のように一件落着をみた。①諸入用銀の勘定は、出作人のうち一兩人に読聞かせる。②夜番賃・歩行給に

ついでに、すでに請印をしたので、従来通りとする。③小入用の品々を申聞かせた上で、目の前で小入用帳に捺印させる。④出作高の高畝歩違いについては、双方請印をしたことから、これまでの仕来り通りにする。⑤したがって出作高を王子村高から高切訳けはせず、王子村庄屋の支配とする。⑥水掛り入用の二重徴収という一件については、王子村は両溝支配を主張し、双方の主張に違いがあるので、これは取贖人にまかせ、従来通りとする。⁸⁾

石懸銀の無勘定・障子越し捺印をやめ、読聞かせ納得させてほしいという、出作人の多年の宿望だけは、ここに一応達成されたが、これがこのちどれほど実行されたかについては定かでない。

天保期の出入り 下って天保六年(一八三五)出作地の高掛り入用・早損時の小池用水入渡し方・小池普請入用などにつき、王子村庄屋が、南王子村出作人を「一段者」と侮り、非道の取計い方をするので出訴しようとしたところ、富秋村庄屋樟平・尾井村庄屋嘉右衛門の仲裁で翌七年六月、次のように内済した。①高掛り入用については、取贖人が一点限り調べて減増する。②小池普請人足については、本村同様に出入りからも出て、小池普請人足の入用は徴収しない。③早魁にさいし小池用水を抜下すときは、出作人の代表四、五人が王子村の差図をうけて用水入場をともし見廻る。

しかし、この和談申合せは実行されないまま、天保十年をむかえた。同年は近來稀の早魁続きで用水が不足し、稲・綿両作とも大痛みとなった。すでに惣ノ池は抜き払われ、七月末には小池を抜き下すことになった。そこで出作人は四年以前の約定の実行を王子村に求めたところ、相手にされないばかりか、掛合いにいった出作人の田地へは一本も入渡さないところもあるというありさまであった。さらに年貢・高掛り入用の勘定について尋ねると、お前らは出作人、ことに「賤敷者共」だから、王子村とは同じにできないと、権柄づくの応対ぶりであ

った。

そこで出作人らは、①天保七年から同十年までの四カ年分の夫銭割方を明白にしてもらいたい。②早魁の年柄の小池用水抜下げについて依怙の取計いがあるから、今後は不公平のないようにするため、出作人から一兩人を水入見分人として出したい、③入作差配人一人をきめ、年貢・諸入用はこの者が集めて本村へ一手納入するようにしたい。また、池普請人足割合触れや本村からの申渡筋も、この差配人から入作百姓一同へ通達するようにしたい、と川口代官所へ訴えた。⁹⁾

出入りは容易に解決せず、天保十三年の冬をむかえた。代官所は王子村に対し、「寛延年中に取替した一札通り以外は聞入れられない」といいはっているようだが、旧例でも悪いものは改めるべきである。入用帳面のうちには怪しい個条もみうけられるし、取計い方がよくないから、出作人は疑念をさしはさむのである。いずれにしても出作人を納得させるべきである」と、和済をうながした。¹⁰⁾

こうして同年十二月にいたり、浦田村庄屋為太郎・尾井村庄屋嘉右衛門の取贖いにより、次のような条件で和解して一件の落着をみた。①四カ年分の夫銭割方については、調べないまま取贖人に一任し、この件については以後双方とも異議を申立てない。②以後の夫銭割組入れについては、取贖人の嘉右衛門が疑惑の筋のないよう、当冬分から一点限り調べ、天保七年時の取究めに復する。③早魁の年の小池用水の抜下げにさいしては、王子村役人が本村・入作の別なく平等に用水を入渡すとともに、天保七年時の取贖人富秋村庄屋樟平の弟武兵衛が、自分が出作している王子村の田地の水入方を見廻るついでに、南王子村の出作地の水入方を見分する。④小池の普請人足は、本村同様に出入りからも出し、入用向きが減少するようにする。⑤年貢で入作惣代一人を決め、そのものが年貢・諸入用を一手に持参するほか、本村からの申渡筋や人足の差出方もつかさどる。しかし、年貢請取通や本村

の役人から出す請取書については、従来通り一人別に渡す。⑥古屋敷については、役人給・上納銀の入目は徴収するが、本高ではないので、そのほかの入用は賦課しない。⑦さきの寛政元年（一七八九）三月の和解条項の趣旨も守る。

この結果、夫錢勘定には取贖人の尾井村庄屋嘉右衛門を立入人とし、早敷時の小池用水引方については富秋村の武兵衛を水入方見廻人にすること、一応、王子村の不当な差別に一定の制限をつけ、小池の普請人足についても本村同様の取扱いとなった。しかし、これはこのとき限りのことのように思われる。さきに天保七年の和解条件が実行されず、同十年に取贖人の尾井村庄屋嘉右衛門に出作人がそれを訴えたところ、嘉右衛門は「其節之儀者睨と相寛不申」と返答し、また同人が王子村に種々引合せたが、王子村が相手にしなかったことなどは、この推測をみちびくものである。また、入作差配人による年貢・諸入用の王子村への一手納入という仕法を獲得したことは、王子村の庄屋・年寄の出作人に対する個別分散的支配を一応排除したという点で、大きな成果であったといえるが、年貢請取通や本村役人から差出す請取書などについては、従来通り個別という点で、旧来の関係が温存されていることも留意すべきである。

出作関係における王子村の部落差別は、他面においては、王子村内における公事家（行政全般に差）と無足家（高所持の多少、貧富に関係なく、村政についての権利がない）という階層秩序維持のおもりとしても必要であった。そしてこうしたことは王子村だけに限らず、ほかの村々にもみられることであり、もし王子村で改めれば、周辺の村々にも影響を及ぼすというのである。^⑬

元来王子村之儀、往古々村方人家と公事家・無足家と一タ派有之候内、無足家と唱候分者、御高所持之多少・身元之貧福と不抱、都而村用向携方内輪目と仕、別而用水曳方之儀者、一円為携不申、公事家之分と限り携候仕来と付、以後入作百姓老人と而も、右様之筋と為立会候而者、前書無足家

之もの共、万端公事家並と携候様成行、年曆久遠之村格相崩レ、不治リ之緒チと茂相成可申哉、且右様之訳柄者王子村と限り不申、外村とも聞々有之儀と付、何方江差響候哉も難斗

明治初期の訴願 天保十三年の和解で、年貢・諸入用は入作差配人による一手納入という要求をかちとつたが、免状などは一年も見せてもみえず、また目録は隔年に差出してくれろという約束も、一カ年はおこなわれたが、それ以後は実行されず、しかも臨時入用を多分にかけてられるようになった。さらに出作地の溜池の樋が破損しても普請されないばかりか、勝手に王子村が池床を開くありさまであった。このように「規定為取替等致置候儀も、忽チ違変仕」るのは、「是全ク下賤底下之者ト見侮り、非義・非道之仕向数多有之候儀ハ、筆端言語と者難申尽」く、これでは出作地経営が成立たないので、ついに明治元年（一八六八）に、出作地の高分け・年貢の直上納を訴願した。

これに対して「御領知御政事規模」にもかかわるので許可できないと申渡されると、「当御領知御初年後、寛延四辛未年八月大鳥郡原田村御高百五拾四石四斗式升九合、草部村江出作之分御高分直御上納仕候事明白と罷在候、乍併此廉を以、此度之御歎願、押而申立候所存毛頭無御座、唯幾重と茂御慈悲と奉相縋り度而已之儀と御座候」と、先例のあることを挙げて、高分け・直上納を強く歎願したが聞届けられなかった。そして出作地における差別は、王子村内の階層差別とともに、依然として解消されることなく存続したのであった。

註

- (1) (3) (4) 『奥田家文書』九四三号。
- (2) 同二〇・九四二号。
- (5) 同二四五〇号。
- (6) 同三五六号。
- (7) 同三九六号。

